

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「指導等」を「指導、一時保護等」に改める。

第5条第7項中「有する家畜又は伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する」を「有し、又は有する疑いのある家畜等に対し市規則で定める」に改める。

別表中

「

児童相談業務手当	日額 320円
----------	---------

を

「

児童相談業務手当	日額 1,000円
----------	-----------

に、

「

家畜伝染病防疫作業手当	日額300円の範囲内で市規則で定める額
-------------	---------------------

を

「

家畜伝染病防疫作業手当	日額380円の範囲内で市規則で定める額
-------------	---------------------

に

改める。

第2条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「、地域リハビリテー

ション推進センター又は障害者歯科保健センター」を「又は地域リハビリテーション推進センター」に改め、同条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 有害鳥獣捕獲等業務手当

第9条に次の1項を加える。

6 有害鳥獣捕獲等業務手当は、職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による許可を受けて行う鳥獣の捕獲若しくは殺処分又は当該鳥獣の搬送若しくは死体の焼却若しくは埋却の業務に従事したときに支給する。

別表中

「

看護専門学校教務手当	日額 600円	を
家畜保健衛生業務手当	日額 260円	

」

「

看護専門学校教務手当	日額 600円	に、
------------	---------	----

」

「

夜間看護手当	勤務1回につき3,800円の範囲内で市規則で定める額	を
--------	----------------------------	---

」

「

夜間看護手当	勤務1回につき8,600円の範囲内で市規則で定める額	に、
--------	----------------------------	----

」

「

昇降機検査手当	日額 200円	を
---------	---------	---

」

「

昇降機検査手当	日額 200円
有害鳥獣捕獲等業務手当	日額 440円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）第4条第3項、第5条第7項及び別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 改正後の特殊勤務手当条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。